

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目 次 ページ

条 例

○市町村合併調整委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例 (地域主権局)	1
○北海道認定こども園の認定の基準に関する条例..... (子ども未来推進局)	1
○北海道労働委員会委員定数条例..... (雇用労政課)	4
○北海道消防学校条例の一部を改正する条例..... (防災消防課)	5
○北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例..... (市町村課)	5
○北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の一部を改正する条例 (自然環境課)	5
○北海道立青年の家条例の一部を改正する条例..... (教育庁生涯学習課)	6
○北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例... (教育庁生涯学習課)	8
○北海道立学校条例の一部を改正する条例..... (教育庁高校教育課)	9

条 例

市町村合併調整委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例をここに公布する。
平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第77号

市町村合併調整委員の求めにより出頭した者の費用弁償条例
(趣旨)

第1条 この条例は、市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)第63条第2項において準用する地方自治法(昭和22年法律第67号)第251条の2第9項の規定により市町村合併調整委員の求めに応じて出頭した当事者及び関係人(以下「出頭者」という。)に係る費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

のとする。

(旅費の種類、額及び支給方法)

第2条 出頭者に対しては、住所地から出頭地までにつき、往復旅費を支給する。

- 2 旅費は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料の7種とし、その額は、道職員の行政職給料表による6級の職務にある者の旅費相当額とする。ただし、国又は地方公共団体の常勤職員については、本職相当額とする。
- 3 旅費の支給方法は、道職員の旅費支給の例による。ただし、道から給料を受ける者を除き、日当は、旅程にかかわらず、その全額を支給する。

(必要経費)

第3条 前条に定めるもののほか、必要な経費は、その実費を弁償することができる。

(知事への委任)

第4条 この条例の施行に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

北海道認定こども園の認定の基準に関する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第78号

北海道認定こども園の認定の基準に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号。以下「法」という。)第3条第1項第4号及び同条第2項第3号の規定に基づき、認定こども園(法第6条第2項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)の認定の基準に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている認定こども園であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該認定こども園を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

イ 当該認定こども園を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(2) 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する認定こども園をいう。

ア 法第3条第1項第1号に規定する幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児（以下「保育に欠ける幼児」という。）に該当する者に対する保育を行う幼稚園

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設（同法第39条第1項に規定する業務を目的とするものに限る。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている認定こども園であって、次のいずれかに該当するもの

(ア) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該認定こども園を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの

(イ) 当該認定こども園を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該認定こども園を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの

(3) 保育所型認定こども園 保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所である認定こども園をいう。

(4) 地方裁量型認定こども園 保育に欠ける幼児に対する保育を行うほか、保育に欠ける幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第78条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設である認定こども園をいう。

（職員の配置の基準）

第3条 認定こども園には、次に掲げる基準の保育に従事する者を置かなければならない。

(1) 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上

(2) 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上

(3) 満3歳以上の子どものうち、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上

(4) 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち、保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上

(5) 満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上

2 前項に定めるもののほか、認定こども園には、常時2人以上の保育に従事する者を置かなければならない。

3 満3歳以上の子どもに係る共通利用時間（短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間をいう。）については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに専任の職員（以下「学級担任」という。）を少なくとも1人置かなければならない。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。

4 認定こども園には、認定こども園の長を置かなければならない。

5 認定こども園には、法第2条第6項に規定する子育て支援事業（以下「子育て支援事業」という。）に従事する専任の職員を置かなければならない。ただし、保護者の要請に適切に対応できる体制が整備されていると知事が認める場合は、この限りでない。

（職員の資格の基準）

第4条 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳に満たない子どもの保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同じ。）でなければならない。

- 2 前条第1項の規定により認定こども園に置かなければならない職員のうち満3歳以上の子どもの保育に従事する者は、保育士であって、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合は、この限りでない。
- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、満3歳以上の子どものうち長時間利用児の保育に従事する者は、保育士でなければならない。ただし、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において当該長時間利用児の保育に従事する者を保育士とすることが困難であるときは、幼稚園の教員の免許状を有する者であって規則で定める基準を満たすものを当該長時間利用児の保育に従事する者としてすることができる。この場合において、当該認定こども園の長時間利用児の保育に従事する者の3分の1以上は、保育士でなければならない。
- 4 前条第3項の規定により置かなければならない学級担任は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。ただし、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園において学級担任を幼稚園の教員の免許状を有する者としてすることが困難であるときは、保育士であって規則で定める基準を満たすものを学級担任とすることができる。この場合において、当該認定こども園の学級担任となる者の3分の1以上は、幼稚園の教員の免許状を有する者でなければならない。
- 5 認定こども園の長は、次の各号のいずれかに該当する者であって、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理し、及び運営を行う能力を有するものでなければならない。
- (1) 幼稚園の園長の資格を有する者
 - (2) 2年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等の能力を有すると知事が認める者
- 6 子育て支援事業に従事する職員は、子どもの養育及び保育に関する相談指導並びに福祉に関する施策について相当の知識及び経験を有する者でなければならない。
- (施設設備の基準)
- 第5条** 法第3条第2項に規定する幼保連携施設については、幼稚園及び法第2条第4項に規定する保育所等の用に供される建物及びその附属設備が同一の敷地内又は隣接する敷地内になければならない。ただし、規則で定める要件を満

たす場合は、この限りでない。

- 2 認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、同表の当該右欄に定める面積の基準を満たすものでなければならない。ただし、規則で定める施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、第4項本文（満2歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、第4項本文及び第8項）の規定による基準を満たすときは、この限りでない。

1学級	180平方メートル
2学級以上	100平方メートルに学級数から2を減じた数を乗じて得た面積と320平方メートルとの合計の面積

- 3 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けなければならない。
- 4 前項の保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98平方メートル以上でなければならない。ただし、満3歳以上の子どもについては、規則で定める施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合であって、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもの保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が第2項本文の規定による基準を満たすときは、この限りでない。
- 5 第3項の屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。ただし、規則で定める施設が幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第1号の基準を満たすときは第2号の基準を、規則で定める施設が幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園の認定を受ける場合において第2号の基準を満たすときは第1号の基準を、それぞれ満たすことを要しない。
- (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3平方メートル以上であること。

(2) 次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ同表の当該右欄に定める面積に満2歳以上満3歳に満たない子どもについて前号の規定により算定した面積を加えた面積以上であること。

2学級以下	30平方メートルに学級数から1を減じた数を乗じて得た面積と330平方メートルとの合計の面積
3学級以上	80平方メートルに学級数から3を減じた数を乗じて得た面積と400平方メートルとの合計の面積

6 幼保連携型認定子ども園、保育所型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定子ども園の付近にある適当な場所に代えることができる。

- (1) 子どもが安全に利用できる場所であること。
- (2) 利用時間を日常的に確保できる場所であること。
- (3) 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。
- (4) 前項の規定による屋外遊戯場の面積を満たす場所であること。

7 幼保連携型認定子ども園、幼稚園型認定子ども園又は地方裁量型認定子ども園にあっては、規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定子ども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定子ども園外で調理し、及び搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該認定子ども園は、調理室の設置に代えて、子どもの健康状態等に応じた食事の提供に最低限必要な加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

8 認定子ども園において満2歳に満たない子どもの保育を行う場合には、第3項に規定するもののほか、乳児室及びほふく室を設けなければならない。この場合において、乳児室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき1.65平方メートル以上、ほふく室の面積は満2歳に満たない子ども1人につき3.3平方メートル以上でなければならない。

（教育及び保育の内容に関する基準）

第6条 認定子ども園においては、教育及び保育を一体的に提供するため、規則で定める事項に留意して、教育及び保育に関する全体的な計画を編成しなければならない。

（管理運営の基準等）

第7条 認定子ども園は、次に掲げる体制を整備しなければならない。

- (1) 耐震、防災、防犯等子どもの健康及び安全を確保する体制
- (2) 事故等が発生した場合における補償を円滑に行うことができる体制

2 認定子ども園は、子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮し、及び障害のある子ども等の受入に適切に配慮しなければならない。

3 認定子ども園は、教育及び保育の質の向上に係る自己評価又は外部評価並びにその結果の公表等を行わなければならない。

4 認定子ども園は、職員の資質の向上を図るための研修の計画を作成し、及び研修を実施しなければならない。

（地方裁量型認定子ども園の特例）

第8条 地方裁量型認定子ども園の認定を受けようとする認可外保育施設については、規則で定める定員数を満たすものでなければならない。

（規則への委任）

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道労働委員会委員定数条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第79号

北海道労働委員会委員定数条例

労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第2項ただし書の規定に基づき、北海道労働委員会は、同法第19条第1項に規定する使用者委員、労働者委員及び公益委員各9人の委員をもって組織する。

附 則

1 この条例は、公布の日から起算して2月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

2 この条例は、前項の規則で定める日から起算して2年を経過した日にその効力を失う。

北海道消防学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第80号

北海道消防学校条例の一部を改正する条例

北海道消防学校条例（昭和39年北海道条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第26条」を「第51条第1項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第81号

北海道市町村振興基金条例の一部を改正する条例

北海道市町村振興基金条例（昭和44年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条中「事業」の次に「等」を加える。

第3条中「含む」の次に「。以下同じ」を加え、同条に次の1項を加える。

2 前項に定めるもののほか、知事は、地方財政再建促進特別措置法（昭和30年法律第195号）第22条第2項の規定によりその例によることとされた同法第2条第1項の規定により議会の議決を経た市町村が現に同法の規定により財政の再建を行い、又は行おうとする場合において、必要があると認めるときは、当該市町村に対し、一時借入金の財源に充てるため、資金を貸し付けることができる。

第4条中「資金」を「前条第1項の規定による資金」に改め、同条に次の1項を加える。

2 前条第2項の規定による資金の貸付の条件は、次の各号に定めるところによる。

(1) 貸付の利率 年6パーセント以内

(2) 償還期間 資金を貸し付けた日の属する年度内

(3) 償還方法 一括償還

(4) 違約金 未償還元利金について年10.75パーセント

(5) その他知事が必要と認める事項

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

（償還の猶予）

第5条 知事は、第3条第1項の規定による資金の貸付を受けた市町村が財政状況により資金の償還をすることが著しく困難な場合において、必要があると認めるときは、償還期間内において資金の償還の債務の履行を猶予することができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第82号

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例の一部を改正する条例

北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（平成13年北海道条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「資料」の次に「（以下「交流館資料」という。）」を加える。

第4条を第14条とし、第3条の次に次の10条を加える。

（指定管理者による管理）

第4条 自然ふれあい交流館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第5条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第3条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 第8条及び第11条の承認に関すること。

(3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

(4) その他知事が定める業務

(開館時間)

第6条 自然ふれあい交流館の開館時間は、午前9時30分から午後4時30分までとする。ただし、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、臨時に開館時間を変更することができる。

(休館日)

第7条 自然ふれあい交流館の休館日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、自然ふれあい交流館の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、知事の承認を得て、休館日に開館し、又は臨時に休館することができる。

(1) 月曜日（当該日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（同法第2条に規定する元日を除く。以下「休日」という。）に当たるときは、休日に該当しない当該日の直後の日）

(2) 12月29日から翌年の1月3日まで

(特別利用の承認)

第8条 交流館資料の模写、模造、撮影又は複写（以下「特別利用」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(特別利用の方法等)

第9条 特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

2 指定管理者は、前条の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、同条の承認を取り消すことができる。

(模写品等の刊行等の承認)

第10条 交流館資料を模写し、模造し、撮影し、又は複写したものを刊行し、若しくは複製し、又は研究発表等に使用しようとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

(資料の貸出しの承認)

第11条 交流館資料の貸出しを受けようとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

(資料の貸出しの承認の基準)

第12条 指定管理者は、交流館資料の貸出しを受けようとする者が次の各号のい

ずれかに該当するときは、前条の承認をしてはならない。

(1) 交流館資料の使用の目的が自然ふれあい交流館の設置の目的に反するとき。

(2) 交流館資料を損傷するおそれがあるとき。

(知事による管理)

第13条 第4条の規定にかかわらず、知事は、やむを得ない事情があると認めるときは、自然ふれあい交流館の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により知事が自然ふれあい交流館の管理に係る業務を行う場合においては、第6条ただし書及び第7条ただし書中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「ときは、知事の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第8条、第9条及び前2条中「指定管理者」とあるのは「知事」とする。

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に知事に対してなされた施行日以後の北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館が収集し、保管し、若しくは展示する資料（以下「交流館資料」という。）の模写、模造、撮影若しくは複写（以下「特別利用」という。）に係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の交流館資料の特別利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立野幌森林公園自然ふれあい交流館条例（以下「改正後の条例」という。）第8条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

3 施行日前に知事に対してなされた施行日以後の交流館資料の貸出しに係る申請でこの条例の施行の際知事の承認がなされていないもの又は施行日前に知事がした施行日以後の交流館資料の貸出しに係る承認は、施行日以後においては、改正後の条例第11条の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立青年の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第83号

北海道立青年の家条例の一部を改正する条例

北海道立青年の家条例（昭和37年北海道条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「施設設備」を「青年の家の施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改め、同条に次の1号を加える。

(4) その他設置の目的を達成するために必要な事業

第3条及び第4条を次のように改める。

（指定管理者による管理）

第3条 青年の家の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

（指定管理者が行う業務の範囲）

第4条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

(1) 第2条各号に掲げる事業に関すること。

(2) 第6条第1項の承認に関すること。

(3) 施設等の維持管理に関すること。

(4) その他教育委員会が定める業務

第5条を第13条とし、第4条の次に次の8条を加える。

（休業日）

第5条 青年の家の休業日は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、青年の家の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休業日に事業を行い、又は臨時に休業することができる。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（同法第2条に規定する成人の日を除く。）

(2) 1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日まで

（利用の承認）

第6条 青年の家を利用しようとする者は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、青年の家の管理運営上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

（承認の基準）

第7条 指定管理者は、青年の家を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

(1) 利用の目的が青年の家の設置の目的に反するとき。

(2) 青年の家の秩序を乱すおそれがあると認められるとき。

(3) 施設等を損傷するおそれがあるとき。

(4) その他青年の家の管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第8条 第6条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第6条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（承認の取消し等）

第9条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項の承認（前条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。次項において同じ。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) この条例若しくはこの条例に基づく教育委員会規則又はこれらの規定に基づく処分に違反したとき。

(2) 虚偽の申請その他不正な手段により第6条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。

(3) 第6条第2項（前条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。

2 指定管理者は、施設等の維持管理上その他公益上やむを得ない事態が発生したときは、第6条第1項の承認を取り消し、又はその条件を変更することができる。

（利用料金）

第10条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納めなければならない。

2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。

3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を受けて定める。これを変更しようとするときも、同様とする。

4 知事は、前項の承認をしたときは、その承認をした利用料金の額を告示しなければならない。

5 指定管理者は、既に収受した利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。

6 指定管理者は、知事が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。（指定管理者の指示等）

第11条 指定管理者は、青年の家の秩序の維持及び施設等の管理運営上必要があると認めるときは、利用者に対しその利用に関し指示をし、又は利用中の場所に従業員を立ち入らせ、利用の状況を調査させることができる。

（教育委員会による管理）

第12条 第3条の規定にかかわらず、教育委員会は、やむを得ない事情があると認めるときは、青年の家の管理に係る業務を行うことができる。

2 前項の規定により教育委員会が青年の家の管理に係る業務を行う場合においては、第5条ただし書中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「ときは、教育委員会の承認を得て」とあるのは「ときは」と、第6条、第7条、第8条第1項及び第9条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、第10条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において知事が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「知事」と、同条第5項及び第6項中「指定管理者」とあるのは「知事」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と、前条中「指定管理者」とあるのは「教育委員会」と、「従業員」とあるのは「職員」とし、第10条第2項から第4項までの規定は、適用しない。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第10条関係）

区 分	利用料金の上限額
1 高等学校の生徒、高等専門学校及び大学の学生並びにこれらに準ずる者	1人1泊につき 200円
2 小学校の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者	1人1泊につき 130円
3 1及び2以外の者（学齢に達しない者を除く。）	1人1泊につき 770円

附 則

1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してなされた施行日以後の北海道立青年の家（以下「青年の家」という。）の利用に係る申込みでこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の青年の家の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立青年の家条例第6条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第84号

北海道立少年自然の家条例の一部を改正する条例

北海道立少年自然の家条例（昭和48年北海道条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「施設設備」を「少年自然の家の施設及び設備（以下「施設等」という。）」に改める。

第4条を削る。

第5条中「北海道立砂川少年自然の家（以下「砂川少年自然の家」という。）」を「少年自然の家」に改め、同条を第4条とする。

第6条中「砂川少年自然の家の管理に係る」を削り、同条第2号中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条第3号中「施設及び設備（以下「施設等」という。）」を「施設等」に改め、同条を第5条とする。

第7条第1項に次のただし書を加える。

ただし、指定管理者は、少年自然の家の管理運営上必要があるときその他特に必要があると認めるときは、教育委員会の承認を得て、休業日に事業を行い、又は臨時に休業することができる。

第7条第2項及び第3項を削り、同条を第6条とする。

第8条第1項中「教育委員会又は」及び「（以下「教育委員会等」という。）」

を削り、同条第2項中「教育委員会等」を「指定管理者」に改め、同条を第7条とする。

第9条中「教育委員会等」を「指定管理者」に改め、同条を第8条とする。

第10条第1項中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「教育委員会等」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条を第9条とする。

第11条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会等」を「指定管理者」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第2号中「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同項第3号中「第8条第2項」を「第7条第2項」に改め、同条第2項中「教育委員会等」を「指定管理者」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第10条とする。

第12条を削る。

第13条第1項中「砂川少年自然の家」を削り、同条第3項中「別表第2」を「別表」に改め、同条を第11条とする。

第14条の見出し中「教育委員会等」を「指定管理者」に改め、同条中「教育委員会等」を「指定管理者」に改め、「職員若しくは」を削り、同条を第12条とする。

第15条第1項中「第5条」を「第4条」に、「砂川少年自然の家」を「少年自然の家」に改め、同条第2項中「砂川少年自然の家」を「少年自然の家」に、「第7条第3項」を「第6条ただし書」に、「第8条第1項中「教育委員会又は指定管理者（以下「教育委員会等」という。）」とあるのは「教育委員会」と、同条第2項、第9条、第10条第1項及び第11条中「教育委員会等」を「第7条、第8条、第9条第1項及び第10条中「指定管理者」に、「第13条第1項」を「第11条第1項」に、「別表第2」を「別表」に、「前条中「教育委員会等」を「前条中「指定管理者」に改め、「職員若しくは」を削り、「第13条第2項」を「第11条第2項」に改め、同条を第13条とし、第16条を第14条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第13条関係)」を「(第11条関係)」に改め、同表を別表とする。

附 則

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に教育委員会に対してな

された施行日以後の北海道立少年自然の家（以下「少年自然の家」という。）の利用に係る申込みでこの条例の施行の際教育委員会の承認がなされていないもの又は施行日前に教育委員会がした施行日以後の少年自然の家の利用に係る承認は、施行日以後においては、この条例による改正後の北海道立少年自然の家条例第7条第1項の規定により指定管理者に対してなされた申請又は指定管理者がした承認とみなす。

北海道立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年10月17日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第85号

北海道立学校条例の一部を改正する条例

北海道立学校条例(昭和39年北海道条例第41号)の一部を次のように改正する。

別表第1 北海道歌志内高等学校の項及び北海道深川農業高等学校の項を削り、同表中「北海道士別商業高等学校」を「北海道士別翔雲高等学校」に、「北海道紋別南高等学校」を「北海道紋別高等学校」に改め、同表北海道登別高等学校の

項を削り、同表中	北海道釧路北高等学校	を	北海道釧路西高等学校
	北海道釧路西高等学校		北海道阿寒高等学校
	北海道阿寒高等学校		北海道釧路明輝高等学校

に改める。

附 則

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

